平成２１年（フ）第１５２６４号
東京都府中市南町１丁目28―11―105
債務者　渡邉　和代
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５２６５号
埼玉県和光市新倉１丁目９－７－Ｄ―206
債務者　山城　新伍
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４１３号
東京都江戸川区谷河内２丁目15―18―201
債務者　鈴木　正美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４２３号
東京都足立区竹の塚１丁目28―４―206
債務者　伊東　創一
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２９号
静岡県牧之原市細江2785番地２　コスモ松下102
債務者　清水　邦人
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前10時20分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３４号
静岡県焼津市三和692番地の３
債務者　八木　直人
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７０号
静岡市駿河区有明町11番１号　市営有明団地１号棟29号
債務者　角谷　　昭
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前11時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１５号
静岡市駿河区中田１丁目９番13号
債務者　鈴木　真晴
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５５号
秋田県湯沢市関口字堀量318、住民票上の住所秋田県湯沢市南台２番２号
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第４４号
北海道根室市西浜町３丁目165番地
債務者　杉本　博之
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第５６９号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営１―206号
債務者　宜野座ファビオこと　ギノザ　ファビオ
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
愛知県刈谷市小垣江町石ノ戸53番地２　清水アパート
債務者　松田　　傅
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
神奈川県相模原市相生３丁目８番18号　小森アパート102
債務者　石山　義勝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３０７号
神奈川県相模原市磯部904番地２
債務者　大木　由美
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３１１号
東京都町田市小山町646番地２
債務者　神子沢　誠
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部